

特別論文

埼玉県における養護学校義務制前後の知的障害教育課程の編成

齋藤 一 雄*

埼玉県における養護学校義務制前後の知的障害教育課程の編成について、当時の埼玉県特殊教育教育課程編成要領、学校要覧等を資料として、学校教育目標、指導の形態、週日課を調査し、教育課程の変化や編成上の特徴や課題等について調査した。その結果は、基本的な学校全体の教育目標として「心身の調和のとれた人格」「社会的自立」などが掲げられていた。指導の形態は、日常生活指導、生活単元学習、題材学習、作業学習、特別活動、養護・訓練、図工（美術）、音楽、体育、国語、算数（数学）、道徳、あそびなどが多くみられた。しかし、重度・重複の児童生徒の実態を考慮した課題別学習、課題学習、基礎、散歩、リズムなどが少数であるが設定されていた。また、教育課程の関連図を示している学校は3校のみであった。各校の週日課はまちまちで、毎年工夫している学校も多く、整理されていない実態がみられた。

キー・ワード：知的障害養護学校 教育課程 養護学校義務制 埼玉県

I はじめに

1947年の学校教育法により特殊教育が位置づけられ、知的障害教育は主に軽度の知的障害児を対象に、小・中学校の特殊学級において行われた。教育課程に関しては、特殊教育研究集会などをとおして、教科による指導を中心とした枠組みではなく、教育内容を5領域や6領域として整理した試案がまとめられた。

しかし、1963年の養護学校学習指導要領は、「準ずる教育」という目的から、教科を中心とした枠組みで教育内容が示された。法的には、各教科を合わせた指導や領域を合わせた指導ができるように整備されたので、実際に指導するにあたっては、生活単元学習や作業学習などの授業を行うことができた。

1972年には「養護・訓練」（現在は「自立活動」）の領域が設定され、対象児童生徒の重度化・多様化にも対応した。そして、1979年における養護学校義務制の施行により、対象が中・重度の知的障害児と重複障害児に拡大した。実際の養護学校では、これまで就学猶予・免除の規定を適応してきた児童生徒が一挙に学校教育を受けることにより、大きな混乱をきたした。そのようなおり、養護学校小学部・中学部学習指導要領（以下、学習指導要領とする）が改訂され、中・重度の知的障害児と重複障害児に対して弾力的な教育課程編成ができるようになった。

埼玉県では、学習指導要領の改訂を受けて埼玉県教育課程審議会を設置し、埼玉県特殊教育教育課程編成要領（以下、編成要領とする）を作成してきた（埼玉県教育委員会、1962、1971、1981、1991、2001、2010）。齋藤（2011）は、学習指導要領と編成要領の変遷について概観し、養護学校義務制施行以後の具体的な実践の検討が必要であることを示唆している。

養護学校義務制施行時の編成要領の作成に際しては、その前年度に埼玉県教育局特殊教育課（1979）が「特殊教育教育課程

の現状と改善点」をまとめている。そこでは、教育課程改善上の留意事項として、①多面的な教育機能を適切に発揮する、②多様な教育形態の趣旨を発揮する、③実践を踏まえて教育課程を吟味する視点があげられている。現状としては、ケースバイケースの指導が多い傾向にあり、児童生徒の見方や教育課程の考え方や表現の仕方が整理されていないと述べている。

その一つの例として、これまでの編成要領ではみられない「散歩」「調理遊び」「課題学習」などが例示されている。これらの指導については、学習指導要領解説にも示されていない。また、指導内容や指導方法についてもあいまいである。そのような点では、「日常生活の指導」「遊び」「生活単元学習」「作業学習」などについても、同様な場合が多く、指導内容や指導方法は学校によって異なり、整理されていない。

また、養護学校義務制前後の課題としては、就学指導や通学（スクールバスなど）、重度・重複化、高等部の設置、教師の専門性などが取り上げられることが多い。教育課程の問題については、養護学校義務制前後に設置され、重度の知的障害児が入学してきた養護学校（知的障害）の実践についてまとめた文献（喜田、1977など）や自校の教育課程編成と具体的な実践などをまとめたものはある。

しかし、養護学校義務制前後の教育課程の変化について述べているものは少なく、この問題について検討することは、今後の特別支援学校（知的障害）の教育課程編成のあり方を検討するためにも重要なことだと考える。そこで、埼玉県における養護学校義務制前後の養護学校の設置の状況、学校教育目標、指導の形態と週日課を調査し、義務制前と義務制後の教育課程の変化や編成上の特徴や課題等について明らかにすることを目的とした。

II 方法

埼玉県の養護学校義務制前後の知的障害養護学校の学校要覧によって、設置の状況、学校教育目標、指導の形態、週日課

* 上越教育大学大学院学校教育研究科臨床・健康教育学系

(小学部)について調査する。

Ⅲ 結果

1 埼玉県における養護学校義務制前後の知的障害養護学校の設置状況

埼玉県では、養護学校義務制が施行された1979(昭和54)年以前には、盲学校2校、ろう学校2校、病弱養護学校2校、肢体不自由養護学校2校があり、知的障害養護学校が8校あった。最初に設置された知的障害養護学校は、小・中学部のない高等部だけの市立養護学校で1964(昭和39)年であった。次は、1966(昭和41)年設置の小・中学部だけの市立養護学校であった。そして、1972(昭和47)年に国立大学の附属養護学校1校、県立養護学校1校が設置された。「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」が公布された1973(昭和48)年には、知的障害養護学校は4校のみであった。

その後、養護学校義務制施行までに、1975(昭和50)年に県立養護学校1校、市立養護学校1校、1977(昭和52)年に県立養護学校1校、その分校1校、1978(昭和53)年に県立養護学校2校、計6校が新設された。

養護学校義務制施行の1979(昭和54)年には、県立養護学校分校が3校新設され、市立養護学校が1校県立に移管された。翌1980(昭和55)年に分校は本校化され、県立養護学校2校、1981(昭和56)年に県立養護学校1校が新設された。これで、知的障害養護学校は16校となった。

その後4年間新設はなかったが、1985(昭和60)年に県立養護学校1校、1986(昭和61)年に私立養護学校1校、1987(昭和62)年に県立養護学校1校、1988(昭和63)年に県立養護学校1校、計4校が新設された。

そして、1990(平成2)年に県立養護学校1校、1991(平成3)年に県立養護学校1校が新設され、養護・訓練部の位置づけや作業棟の建設など、特色のある学校となっている。近年では、県立高等養護学校が2校、県立養護学校が3校、分校が3校新設され、2011(平成23)年には、知的障害特別支援学校が分校も含めて30校となった。

このように、埼玉県における知的障害養護学校の設置状況の推移は、養護学校義務制施行期日を定める政令の公布以前4校、養護学校義務制施行まで6校、義務制施行から5年間で6校、それ以後13校と4つの時期に分けることができる。そこで、この4つの時期から、養護学校義務制施行期日を定める政令の公布以前の小・中学部のある3校、養護学校義務制施行までの6校、義務制施行から5年間の6校、計15校を対象に、養護学校義務制前後の教育課程編成についてみていくことにする。

2 知的障害養護学校における学校教育目標

(1) 1973(昭和48)年以前設置の学校の教育目標

1966(昭和41)年設置のA校の学校教育目標は、「教育基本法並びに学校教育法に基づき、精神薄弱児童・生徒に適応した教育を施し、社会的自立の根源を培う」であったが、1979(昭和54)年に県立に移管されたときに「児童、生徒の心身の発達ならびに障害の状態、能力特性に応じた教育を施し、社会的自立への基礎を培う」となった。

B校は、附属小・中学校の特殊学級を母体にして、1973(昭和48)年からは学年進行で高等部が設置され、新校舎に移転している。1980(昭和55)年に学校教育目標が設定されたが、それまでは学部ごとに目標を設定している。学校教育目標は、「一人ひとりのもてる力を最大限に発現し、生きる喜びを味わいながら、物事に積極的に取り組み、充実した社会生活のできる子どもの育成をめざす。具体的には、○健康でがんばる子 ○自分で考え、表現する子 ○明るく素直で、思いやりのある子 ○日常生活技能を身につけ、高める子 ○社会のきまりを理解し、行動する子」である。

C校の当初の学校教育目標は、「ひとりひとりの児童・生徒の能力や個性に応じて、必要な知識や技能を授けるとともに、自主性、自律性を養い、あわせて社会的自立と適応性を身につけた人格の形成につとめる」であったが、1977(昭和52)年以降学校教育目標は、「個々の障害と特性に応じて、心身の成長を促し、自律的能力を身につけた豊かな人間性の育成をめざす」となった。

(2) 1975(昭和50)年から養護学校義務制施行までに設置の学校の教育目標

D校の学校教育目標は開校当初から「個々の児童生徒のもっている可能性を啓発し、自律的に行動のできる人間を育成する。1. じょうぶな子ども 心身ともに健康で、自分のことがしっかりできる子ども 2. あかるい子ども いつも明るく、みんなともになかよく伸びていこうとする子ども 3. たくましい子ども 困難にくじげず、最後までがんばりぬこうとする子ども」であった。

E校の学校教育目標は、「児童生徒の心身の発達ならびに障害の種別、程度を考慮しながら、その個性を伸張し、可能な限り社会的自立を達成できる能力を開発する」であったが、1979(昭和54)年以降は「児童・生徒の障害の状況に応じ、その障害を軽減又は、克服し、全面的な能力の発達と民主的人格の形成をはかる」となった。

F校は、「本校は、児童・生徒ひとりひとりの障害の状況及び発育・発達の状況に応じて適切な教育を施し、心身ともに調和のとれた人格の育成につとめることを目的とする」と、目標ではなく目的を示している。そして、指導目標を「なかよく元気で がんばる子」としている。G校も、本校のF校と同じ目的を示しているが、指導目標を「なかよく、げんきに、がんばる、なかま」としている。

H校の学校教育目標は、「児童及び生徒の精神発達遅滞の程度や特性を考慮して、適切な指導を施し、社会的自立を達成できる能力を伸長する」であり、変わっていない。I校の学校教育目標は、「児童・生徒が健康で明るい生活を送るために、ひとりひとりの障害の状況及び心身の発達に即し、適切な教育を施し、その可能性を最大限に伸長させることにより、社会的に自立できる人間を育成するとともに、心身ともに調和のとれた人格の育成につとめる」で、若干の文言の変化はあるが、基本的には変わっていない。

(3) 養護学校義務制施行後5年間に設置の学校の教育目標

J校の学校教育目標と学部の目標は、本校のE校とほぼ同じであったが、1980(昭和55)年の本校化に伴い、「本校は、ちえ遅れの児童生徒を対象とし、ひとりひとりの障害の状況に応

じて、適切な教育を行ない、全面的な能力の発達を伸長することによって、社会に自立できる人間を育成する」となった。K校の学校教育目標と学部の目標は、本校のH校とほぼ同じで変わっていない。

L校の学校教育目標と学部の目標は、本校のI校と同じであったが、1980（昭和55）年の本校化以後、「1）明るく強くたくましい子 2）みんなで仲良く頑張る子 3）自分で考え、行動する子」が加えられた。

M校・N校・O校の学校教育目標はほぼ同様で、「児童・生徒ひとりひとりの障害及び発達の状況に応じて適切な教育を施し、基本的な生活能力の育成と、調和のとれた人格の形成に努める」であり、M校は指導目標として「いきいき なかよくがんばる子」が示され、校歌にも取り入れられている。N校は、具体的目標として「みんなと、げんきに、がんばる子」をあげている。

表1 各学校の教育目標に示された文言の数（校数）

校数	文 言
9	心身ともに調和のとれた人格
7	社会的自立社会的に自立できる人間
4	もてる力を最大限に発現 可能性を最大限に伸長
3	自律性自律的能力自律的に行動のできる人間
2	全面的な能力の発達
2	基本的な生活能力
1	民主的人格の形成 豊かな人間性 生きる喜び 必要な知識や技能 個性 自主性 適応性 など

表2 各学校の指導目標等に示された文言の数（校数）

校数	文 言
7	がんばる
5	なかよく
3	明るく げんきに
2	たくましい 自分で考え 健康
1	なかま みんな 表現する 思いやり いきいき 生活技能 社会のきまり 行動する 自分のことがしっかりできる など

(4) 各学校の学校教育目標に関する文言

各学校の学校教育目標について、共通する文言等をひろいだしてみると（表1）、「心身ともに調和のとれた人格」等9校、「社会的自立」「社会に自立できる人間」が7校、「もてる力を最大限に発現」「可能性を最大限に伸長」等が4校、「自律性」等が3校、「全面的な能力の発達」「基本的な生活能力」各2校、その他「生きる喜び」「民主的人格の形成」「豊かな人間性」「個性」「自主性」「適応性」などであった。

具体目標や指導目標などにおける児童生徒向けの文言（表2）は、「がんばる」7校、「なかよく」5校、「明るく」「げんきに」各3校、「たくましい」「自分で考え」「健康」各2校、「なかま」「みんな」「表現する」「思いやり」「いきいき」が各1校であった。

3 知的障害養護学校における指導の形態

(1) 1973(昭和48)年以前設置の学校の指導の形態

市立A校の指導の形態と週授業時数は、「日常生活指導」（小学部6時間、中学部10時間）、「生活単元学習」（6～9時間）、「題材学習（音楽・図工・体育）」（各2～3時間）、「作業総合学習」（小学部3時間、中学部14時間）、「養護・訓練」（小学部

4～5時間、中学部2時間）が設定されていたが、県立に移管された翌年1980(昭和55)年には、「日常生活指導」（3～8時間）、「生活単元学習」（2～9時間）、「音楽・図工・体育+国語・数学」（各1～4時間）、「作業学習」（小学部2時間、中学部5時間）、「養護・訓練」（小学部4～5時間、中学部2時間）と変化した。

B校は、教育課程の関連図（図1）を示し、学習指導要領に示された各教科・領域の内容を「総合学習」の考え方でくり、「生活総合学習」「作業総合学習」「題材学習」「特別活動」「養護・訓練」を設定している。「生活総合学習」はさらに「単元によらない学習（日常生活学習）」（朝会、給食、自由遊び、課題遊び等）と「単元による学習（生活単元学習）」に分けて設定している。さらに、「作業総合学習」は「作業的な内容を中心とする学習」「生活的作業学習」「生産的作業学習」に、「題材学習」は「国語」「算数（数学）」「図工（美術）」「音楽」「体育」「職業・家庭」に分けて設定している。基本的には、この考え方は変わっていない。週授業時数は、割合で示され、小学部では「日常生活学習」の割合が多く、中学部では「生活単元学習」「作業学習」「題材学習」の割合が多くなっている。1979(昭和54)年には、「教育課程の関連図と学習形態等の割合」を一緒にした図を示している。

図2は、埼玉県特殊教育教育課程編成要領（1980）に示された教育課程の構造図である。「総合学習」の考え方は示されず、学習指導要領解説にある文言で整理されている。

C校の指導の形態と週授業時数は、「日常生活指導」（小学部4～10時間、中学部2時間）、「生活単元学習」（6～12時間）、「題材学習（音楽・図工・体育）」（各2～3時間）、「作業総合学習」（小学部3時間、中学部14時間）、「特別活動（クラブ、学級会）」、「養護・訓練（情緒障害治療、言語障害治療、機能訓練）」（2～3時間）が設定されていた。1980（昭和55）年には、「生活総合学習」を「生活単元学習」「からだ」「あそび」に分けて示した。この年度から重複学級についても記載されている。その後、大きな変化はない。

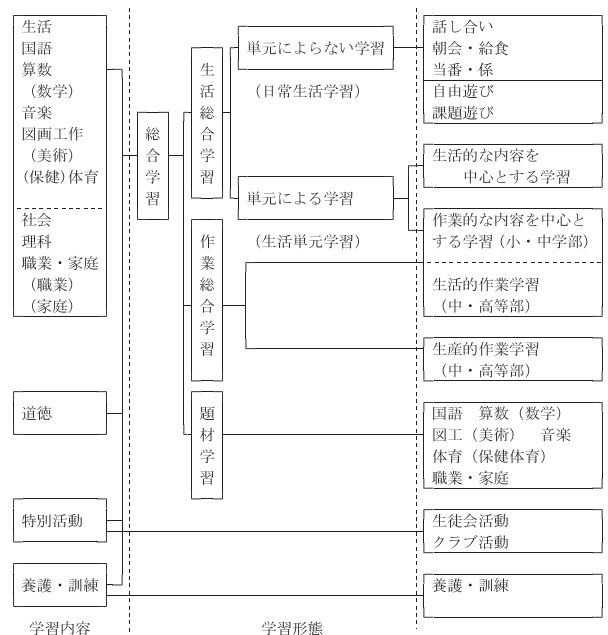


図1 B校の教育課程の関連図

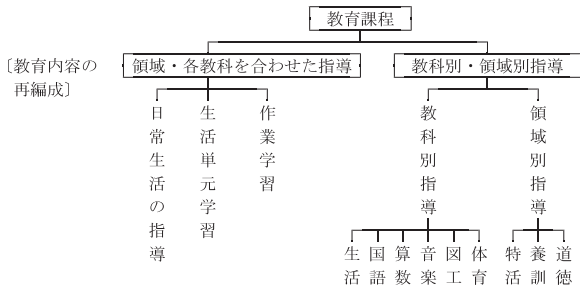


図2 特殊教育教育課程編成要領教育課程構造図

(2) 1975 (昭和50) 年から養護学校義務制施行までに設置の学校の指導の形態

D校の2年目から、B校の教育課程の関連図に近いものが示されたが、養護・訓練として「機能回復訓練」が位置づけられた。1981 (昭和57) 年度から関連図が見直され、1982 (昭和58) 年度から主に「教科」で指導の形態が組織されるようになった。

E校の初期の学校要覧には、教育課程や週授業時数、日課表は示されず、1980 (昭和55) 年に試案として「日常生活指導」「教科」「特別活動 (中・高)」「養護・訓練」を位置づけ、1981 (昭和56) 年に障害の重い子どもたちの教育課程として、「日常生活指導」「合科統合的指導」「養護・訓練」を位置づけた。1982 (昭和57) 年には3段階の教育課程を示した (図3)。

F校は、題材学習や教科として小学部は「生活」「国語」「算数」「音楽」「図画工作」「体育」、中学部は「国語」「数学」「音楽」「美術」「保健体育」「職業家庭」、そして「道徳」「特別活動」「養護・訓練」で指導の形態を組織していた。1980 (昭和55) 年に「日常生活学習」「生活単元学習」を位置づけ、1982 (昭和57) 年に「作業学習」を位置づけた。

G校は、F校とはほぼ同様に指導の形態を組織し、1980 (昭和55) 年に「日常生活学習」「生活単元学習」「作業学習」を位置づけ、1982 (昭和57) 年に小学部低学年では「生活総合学習」を位置づけ、教科別・題材学習を「音楽」「図工」「体育」とし

た。しかし、1984 (昭和59) 年には題材学習として「生活科」「ことば、かず」「音楽」「えがく、作る」「体育」を位置づけた。

H校の指導の形態は、「日常生活学習」「生活単元学習」「作業学習」「題材学習」「道徳」「特別活動」「養護・訓練」で組織し、1984 (昭和59) 年に「遊び」を位置づけた。I校の指導の形態は、「題材学習」「道徳」「特別活動」「養護・訓練」で組織し、1980 (昭和55) 年に「日常生活学習」「生活単元学習」「作業学習」「題材学習 (音楽、図工・美術、体育)」「道徳」「特別活動」「養護・訓練」とし、1984 (昭和59) 年に「遊びの指導」を位置づけた。

(3) 養護学校義務制施行後の5年間に設置の学校の指導の形態

J校の指導の形態は、「日常生活指導」「生活総合学習」「国算音図職体」「作業総合学習」「養護・訓練」「道徳」「特別活動」で組織し、1983 (昭和58) 年には「生活総合学習」が「生活単元学習」「国算音図職体」が「題材学習」でくられ、「作業総合学習」が「作業学習」となった。

K校の指導の形態は、「日常生活学習」「生活単元学習」題材学習「作業学習」「特別活動」「養護・訓練」で組織されたが、1982 (昭和57) 年小学部低学年では、「日常生活学習」「生活単元学習」「合同学習 (リズム遊び)」「散歩」「課題別学習」「題材 (教科)」と大きく変化した。翌1983 (昭和58) 年小学部低学年では、「日常生活学習」「生活単元学習 (合同リズム・遊び、散歩、あそび)」「題材学習 (国・算・図・音・体、課題別)」「特活」、小学部高学年では「日常生活学習」「生活単元学習」「題材学習 (国・算・図)」「合同 (リズム・音・体)」「特別活動」「あそび」「作業」(6年生のみ)、中学部・高等部は「日常生活」「生活単元」「題材 (国語、数学、美術、音楽、保健、家庭、理社)」「作業」「特活」となった。翌1984 (昭和59) 年小学部高学年では「日常生活学習」「課題 (グループ別)」「題材 (音・図・体)」「散歩・調理」「合同 (リズム)」「特活」「自由遊び」と変化していた。

L校の指導の形態は、I校と同様で「題材学習」「道徳」「特別活動」「養護・訓練」(児童生徒の実態に応じ必要時数を他の授業時数と調整し設ける)で組織され、1980 (昭和55) 年には、題材学習が教科と文言が変わり、1983 (昭和58) 年には、中・高等部に「日常生活学習」「生活単元学習」「作業学習」が位置づいた。

M校の指導の形態は、「生活総合学習」「日常生活学習」「題材教科学習」「作業学習」「特別活動」「養護・訓練」であった。1984 (昭和59) 年には、「遊び学習」が加えられ、「題材学習」に「基礎」(小学部)「生活」(高等部)が加えられた。N校の指導の形態は、「日常生活学習」「生活単元学習」「題材学習」「作業学習」「道徳」「特別活動」「養護・訓練」であった。

O校の指導の形態は、「日常生活学習」「題材学習」「道徳」「特別活動」「養護・訓練」であったが、日課表をみると、小学部低学年では「長距離散歩」「合同リズム」、高学年では「合同散歩」「朝の運動」「クラス学習」、中学部では「クラス指導」「課題別学習」などの時間が設定された。

4 知的障害養護学校における週日課 (小学部)

(1) 1973 (昭和48) 年以前設置の学校の週日課

A校の当初の週日課表は、1校時は「日常生活指導」、昼は

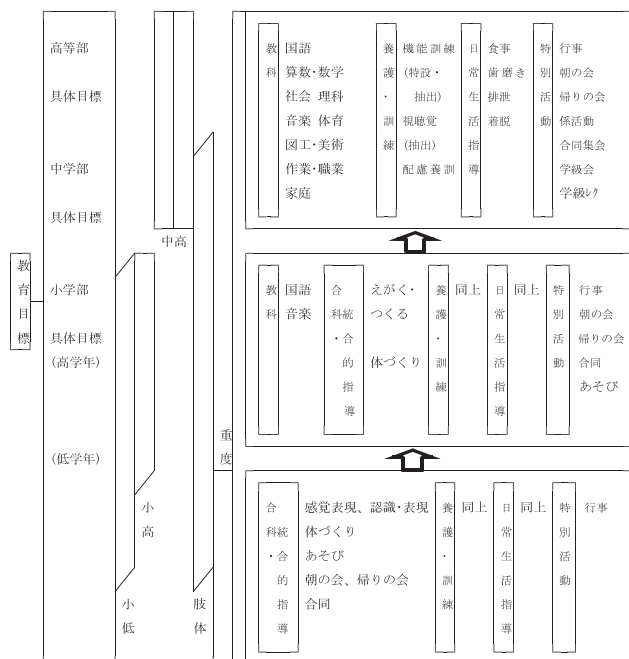


図3 1982 (昭和57) 年E校の3段階の教育課程

「給食」「掃除」、6校時に「日常生活指導」が带状に設定され、2・3・4・5校時は学級・学年別に「生活単元学習」などの様々な学習が設定されていた。

B校の週日課は、附属小学校特殊学級での日課を引き継ぎ、带状に「日常生活学習（学習の準備）（朝会）（話し合い）」「生活総合学習」「日常生活学習（自由遊び）」「題材学習」「日常生活学習（給食）」「日常生活学習（かたづけ）（休けい）（清掃）（生活帳）」能力類型別「題材学習」「下校指導」が設定された（表3）。

1979(昭和54)年には、带状に「学習の準備」(20分)、3学級合併の「合同学習」(30分)と「朝会」(15分)、「学級での学習」(105分)、昼食(50分)、「学級の学習」(50分)、「そうじ」(20分)、火・水・木曜日の3年生以上「グループ学習」(30分)と「帰りの準備」(30分)となっている。「学級の学習」では、「遊び、図工、音楽、体育、生活単元学習、係活動」が行われ、「グループ学習」では学習進度別のグループで「国・算」の学習が行われている。

翌1980(昭和55)年には、「合同学習」は3学級合併で「リズム運動」(25分)、「合同学習」(25分)に変更された。1983(昭和58)年には、1組「散歩・遊び」、2・3組「朝の会・係の仕事」、そして、3学級合併のリズム運動と朝会を含んだ「合同学習」となった。

C校の日課表は、学校要覧に掲載されていなかった。

表3 1974(昭和49)年B校小学部週日課表(3組の基本型)

学習形態	時間	月	火	水	木	金	土	
学級Ⅰ	8:40～9:00	日常生活学習(話し合い)						
合併Ⅰ	9:00～9:20	朝会	日常生活学習(朝会)					
合併Ⅱ	9:20～10:00		生活総合学習(合同学習)					
合併Ⅲ	10:00～10:50	生活単元学習						自由
合併Ⅳ	10:50～11:10	日常生活学習(自由遊び)						あそび
学級Ⅱ	11:10～12:15	題材学習(図工・体育) (音楽・国語・算数)						
合併Ⅴ	12:15～13:00	日常生活学習(昼食) (食後指導)						
学級Ⅲ	13:00～13:30	下校	日常生活学習(清掃)					
学級Ⅳ	13:30～14:00	日常生活学習(生活帳)						
能力類型別		題材学習・その他						
	14:00～14:50	(国語・算数)						
学級Ⅴ	14:50～15:00	下校指導						

※学級：着替え、話し合い、遊び、図工、体育、生活単元学習、係活動

※合併：2～3学級合併：合同学習、朝会、生活単元学習、自由遊び

※能力類型別：3年生以上の発達課題に応じてグループ構成し学習する。

(2) 1975(昭和50)年から養護学校義務制施行までに設置の学校の週日課

D校の週日課は、低学年も高学年も带状に「遊び」(55分)、「題材学習」(50分)、「生活合同」(30分)、「日常生活指導(給食)」(70分)、「日常生活指導(清掃)」(35分)、「日常生活指導」(30分)、水曜日は「合同体育」(155分)が設定された。低学年の下校は13:45で、高学年は午後「生活単元学習」(40分)が設定されて下校は14:45であった。以後、毎年週日課が変わった(表4・5)。

E校の学校要覧には6年間週日課の記載はなく、1981(昭和56)年から記載されていた(表6)。1983(昭和58)年は、低学年ではほぼ带状に「あそび」(30分)、「排泄・着脱」(20分)、「朝

の会」(20分)、「教科及び合科統合指導」(60分)、土曜日は「合同」の学習を設定した。高学年もほぼ带状に「朝の運動」(40分)、「排泄・着脱」(20分)、「朝の会」(10分)、「教科及び合科統合指導」(60分)、水曜日は10:10から50分間「合同」の学習を設定した。昼から午後は低・高学年とも同じで、「食事指導」(60分)、「歯みがき」(20分)、「あそび」、「帰りの会」(20分)、「下校指導」(10分)、14:00下校、水曜日は13:00下校であった。

I校の週日課は、1980(昭和55)年から学校要覧に記載されており、小学部はAグループ(低学年)、Bグループ(低学年)、Cグループ(中学年)、Dグループ(高学年)(重複)ごとに示されていた。Dグループの週日課は、ほぼ带状に「日常生活指導(着脱、トイレ、健康観察)」(20分)、「合同運動」(40分)、「朝の会」(10分)、「課題別学習/養・訓」(60分)、木曜日は50分間「リトミック」、金曜日は100分間「散歩」、そして、「日常生活指導(給食)」(60分)、「歯みがき」(10分)、「そうじ」(10分)、「学習/養・訓」(40分)、「日常生活指導(下校指導)」(20分)、「日常生活指導(帰りの会)」(10分)、下校14:20、木曜日下校13:00、土曜日は50分間「課題別学習/養・訓」、「日常生活指導(食事指導)」、下校12:00であった。なお、「養・訓」は重複学級が対象である。

表7は、1981(昭和56)年の養護学校小・中学部編の編成要領に例示された小学部(中学年)の週日課表である。ほぼ带状に「日常生活指導」(20分)、「全校朝会」「体育」(40分)、「音楽(リズム遊び)」(45分)、「課題別学習」(45分)、金曜日は130分間「散歩(長距離)」、土曜日は85分間「調理遊び」、そして、「給食指導」(60分)、「掃除」「自由遊び」「日常生活学習」が設定されている。

F校、G校、H校は学校要覧に日課表の記載がなかった。

表4 1977(昭和52)年D校小学部週日課表

時間	小1～小3					小4～小6						
	月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	金	土
	登校						登校					
9	遊び						遊び					
10	合同						合同					
11	体育						体育					
12	日常生活指導(給食)						日常生活指導(給食)					
13	日常生活指導(清掃)						日常生活指導(清掃)					
14	下校						生活単元学習					
15	下校						下校					

表5 1979(昭和54)年D校小学部週日課表

時間	小1～小3					小4～小6						
	月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	金	土
	登校						登校					
9	朝						朝					
10	散						散					
11	歩						歩					
12	合同						合同					
13	給食指導						給食指導					
14	日常生活指導 歯みがき、そうじ等						日常生活指導					
15	下校						下校					

表6 1981(昭和56)年E校小学部週日課表

時間	小学部(低)						小学部(高)						小学部重複(肢体)					
	月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	金	土
9	朝の運動						朝の運動						生活					
10	朝の会						朝の会						教科					
11	課題別学習						教科(課)						学習					
12	食事指導						食事指導						生活(食事指導)					
13																		
14																		

表7 1981(昭和56)年編成要領に例示された週日課表

時間	小学部(中学年)例						
	月	火	水	木	金	土	
9:30	日常生活指導						
10:00	全校朝会	体育			散歩	調理遊び	
11:00	音楽(リズム遊び)				長距離		
12:00	課題別学習						
13:00	給食指導						
14:00	掃除						
	自由遊び						
	日常生活指導						

表8 1984(昭和59)年K校小学部週日課表

時間	小学部(低学年・重複)							小学部(高学年・重複)						
	月	火	水	木	金	土		月	火	水	木	金	土	
9:30	日常生活指導(着がえ/朝の会/マラソン)							日常生活指導(着がえ/朝の会/マラソン)						
10:00	散歩	題材学習		朝会	題材		校外学習	朝会		題材		題材		
11:00	合同リズム			体育				生単		調理散歩		生単		
12:00	給食指導							給食指導						
13:00	遊び			遊び				遊び		遊び		遊び		
14:00	清掃着替・帰りの会			清掃着替・帰りの会				清掃着替・帰りの会		清掃着替・帰りの会		清掃着替・帰りの会		

(3) 養護学校義務制施行後の5年間に設置の学校の週日課

K校の週日課は、1984(昭和59)年から学校要覧に記載されていた(表8)。小学部(低学年・重複)の週日課は、「日常生活学習(着替え・朝の会・マラソン)」(20分)、月曜日は140分間「散歩」、火～金曜日は40分「題材学習」(木曜日は全校朝会、学部朝会)、「合同リズム」「体育」(40分)、「課題別学習」(40分)、「給食準備」(20分)、「給食指導」(40分)、「遊び」(60分)、「着替」(20分)、「帰りの会」(10分)、14:30下校、水曜日のみ下校13:30であった。

高学年・重複の週日課はほぼ带状で、「日常生活学習(着替え・朝の会・マラソン)」(20分)、水曜日は120分間「調理」「散歩」、月・火・金曜日は40分「題材学習」(木曜日は全校朝会、学部朝会と学級)、そして、「生活単元学習」(40分)、「合同学習」(40分)、「給食指導」(80分)、「遊び」「清掃」「着替」「帰りの会」(90分)、14:30下校、水曜日のみ下校13:30であった。

表9は、1984(昭和59)年O校の週日課である。低学年グループはほぼ带状に設定され、「排泄・着替え、朝の会」(50分)、「合同学習(マラソン、リズムあそび)」(30分)、「課題別学習」(70分)、「排泄、給食準備」(30分)、「給食」(60分)、「自由あそび、排泄・着替え」(35分)、「帰りの会」(10分)、「下校準備」(15分)、14:10下校、水曜日のみ13:10下校であった。

高学年グループの週日課もほぼ带状に設定され、「排泄、着替え」(30分)、「朝の会」(20分)、月・火曜日「体づくり」(60分)、「課題別」(50分)、水曜日「合同(集団あそび、体育あそび)」(110分)、木曜日「課題別」(50分)、「合同学習(リズム、

表9 1984(昭和59)年O校小学部週日課表

時間	小学部低学年グループ							小学部高学年グループ						
	月	火	水	木	金	土		月	火	水	木	金	土	
9:30	排泄・着がえ・自由遊び							着がえ・排泄						
10:00	朝の会							朝のうんどう						
11:00	長距離散歩	合同学習	リズムあそび	課題別学習	課題別学習	課題別学習	クラス学習	合同散歩	リズム	課題	リズム	合同	クラス	
12:00	給食準備・給食							給食						
13:00	排泄・着がえ・歯みがき・自由あそび							自由遊び						
14:00	帰りの会			帰りの会				着替・排泄		着替・排泄		帰りの会		

IV 考察

1 知的障害養護学校の設置状況

埼玉県では、養護学校義務制の施行期日を定める政令が公布された1973(昭和48)年には知的障害養護学校は4校のみであり、1校は小・中学部のない学校であり、養護学校義務制に向けてできた学校は、県立1校と大学の附属校1校のみであった。附属校は、特殊学級を母体としていたが、就学猶予の児童から入学させ、軽度から重度の幅広い実態の児童生徒が対象であった。その後、養護学校義務制施行までに計6校が新設されて、10校となった。なかには、E校のように義務制に向けた

国・県の施策とともに障害児をもつ保護者の運動によって設置され、障害の重い子どもたちから入学させるという基本方針で出発し、肢体不自由や視聴覚障害との重複障害児が多く就学している学校もあった。

埼玉県教育局特殊教育課（1979）によると、1973（昭和48）年の知的障害養護学校の児童生徒数は274人で、1979（昭和54）年には1476人に増え、1200人もの特殊学級在籍児や未就学児が入学してきたことになる。また、10年間で教員一人あたりの児童生徒数が6.3人から3.1人と漸減してきたが、20歳代の教員が56%、30歳代が17%であったという。なかには、特殊学級の経験者もいたが、ほとんどが経験の少ない若い教員であったと考えることができる。

養護学校義務制施行の1979（昭和54）年から3年間で6校新設され、知的障害養護学校は16校となった。これらの知的障害養護学校には寄宿舎はなく、1979（昭和54）年には51台のスクールバスが運行され、約70%の児童生徒が利用している（埼玉県教育局特殊教育課、1979）。そのため、バスの運行時間によって、授業の開始時間や終了時間が左右されていた。

2 学校教育目標の設定

各校の学校教育目標は、基本的な学校全体の教育目標とともに、各学部別に教育目標を設定している場合が多い。そのためか、「心身の調和のとれた人格」「社会的自立」など、その学校の教育理念を示したものが多く掲げられている。

また、1973（昭和48）年以前に設置の学校では、「社会的自立」を掲げているが、1975（昭和50）年から義務制までに設置の学校では、「可能性」「自律的」「全面的な能力の発達」などの文言が使われる一方、「社会的自立」をめざす学校も多くあった。全体的な学校教育目標とともに、児童生徒にもわかることばで、具体目標や指導目標を設定している学校もあった。

義務制施行以後の学校では、具体目標を掲げる学校が多くなり、そのなかで最も多い文言は「がんばる」で、続いて「なかよく」、「明るく」、「げんきに」などが多くみられた。その他としては、「自分で考え」「表現する」「なかま」「おもしろい」「いきいき」などもあった。

「どのような人間を育てるべきかという視点を定めることも必要」（埼玉県教育局特殊教育課、1979）という課題を指摘されていたが、義務制後具体目標を掲げることによって、しだいにどのような人間を育てるのが明確になっていったのではないかと考える。

1981（昭和56）年の編成要領では、学習指導要領に示された目標、児童生徒や学校及び地域の実態に即した目標、日常の教育活動に生きる目標、弾力性のある目標、評価できる具体性のある目標にするようにとあるが、これらをすべて満足する学校教育目標はみあたらなかった。

その点からは、B校とD校の学校教育目標は、現在、そして将来、どのようであってほしいかという理念を示すとともに、具体的にこんな子どもになってほしいという具体像をあげている点が注目できる。また、指導目標や具体的目標、校訓として示された「いきいき なかよく がんばる子」「1）明るく強くたくましい子 2）みんなで仲良く頑張る子 3）自分で考え、行動する子」などは、児童生徒にもわかりやすく、おぼえやすいものであると考える。

3 指導の形態

1973（昭和48）年以前に設置の学校では、「日常生活指導」「生活単元学習」「題材学習」「作業総合学習」「特別活動」「養護・訓練」などの指導の形態が設定されている。これらのなかには埼玉県独自の名称もあり、埼玉県教育委員会（1962、1971）で使用されている名称と一致し、埼玉県の考え方や埼玉県の特殊学級の実践で培ってきたものをふまえたものである。

1975（昭和50）年から義務制までに設置の学校では、以前の学校の教育課程を参照しながらも、入学してきた児童生徒の実態を考慮しつつ、「教科」「ことば、かず」「えがく、作る」「課題別学習」「遊びの指導」など、これまでの教育課程編成でみられなかった名称を使用している学校がある。また、B校、D校、E校のように、教育課程の関連図、3段階の教育課程の図などを示している学校は少なく、他の学校では示されていない。

埼玉県教育局特殊教育課（1979）によると、「各養護学校では指導内容はもとより、教育課程の構造について、新たなよりどころを求めようとしている」とあるが、教育課程の関連図や構造図などの調査はなされず、指導の記録と日課表の工夫を今後の課題としている。

1981（昭和56）年の編成要領では、学習指導要領解説にある名称を用いて図2を示した。しかし、養護学校義務制施行後の5年間に設置の学校の指導の形態をみても、「日常生活指導」「生活単元学習」「題材学習」「作業学習」「特別活動」「養護・訓練」などがみられ、合同リズム、遊び、散歩、調理などもあった。義務制実施前後の学校で使われた名称では、「領域・教科を合わせた指導」「教科別・領域別指導」は使用されてなく、「養護・訓練」「特別活動」「生活単元学習」「作業学習」「題材学習」「日常生活学習」「日常生活指導」「図工（美術）」「音楽」「体育」「国語」「算数（数学）」「道徳」「遊び学習、遊びの指導、あそび」などが多くみられた。しかし、「課題別学習」「課題学習」「基礎」「散歩」「リズム」など少数であるが、学習指導要領解説ではみられない名称があり、これらの位置づけなどを整理することが課題としてあげられる。

4 小学部の週日課

週日課については、帯状に毎日同じような学習活動を展開する学校が多かった。そのなかで、月・水・金曜日に午前中に長時間の「散歩」や「調理」、また、「課題別学習」などを設定する学校もあった。

帯状に朝早い段階では、「朝の運動」「体育」「リズム」などの体を動かす学習、「朝の着替え、排泄、係活動」などが設定されていた。昼や帰りの時間帯には、「給食、準備、片付け、歯磨き」「帰りの着替え、排泄、清掃」などもほとんどの学校で設定していた。「朝の会」「帰りの会」も多く設定されていたが、「特別活動」や「日常生活指導」に位置づけたり、位置づけが明確でない学校もあった。

「遊び」についても、自由遊びから図工や音楽、体育などの教科的な遊びなど、幅広く設定されていた。「養護・訓練」も多くの学校で設定していたが、体づくり、散歩、リズム、あそびなどを内容にしていた学校もあった。

教科に関しては、「体育」「音楽」「図工」「生活」が多く設定されていたが、「能力類型別題材学習」「教科学習（合同指導）」「教科及び合科統合学習」「教科学習（課題別学習）」「課題別学

習」「課題学習」「合同学習」「クラス学習」など、各教科に分化した形で示していないもの、学習グループを示すものなどの表記があった。また、「からだづくり」「うたリズム」「えがくつくる」「あそび」などの活動名による表記もあった。

養護学校義務制前後に設置されたD校やE校では、毎年週日課が変わり、表記されている文言も大きく変化していることが特徴的にみられ、「多くの養護学校では、より効果的学習活動の創造を求めて、学習グループの編成や日課の工夫を繰り返していく実情である」（埼玉県教育局特殊教育課、1979）ことを裏付けていた。

このように、様々な名称の学習活動が展開され、週日課も毎年変わる状況がみられたが、「現場では、障害の多様化と重度化の課題が山積し、教育課程への取り組みは弱かった」（仁部、1981）こともあり、論議と実践が少ないままであったことも大きく影響していたと考える。

V おわりに

養護学校義務制施行によって、就学猶予・免除の児童生徒が一挙に学校教育を受けることができるようになり、施設入所の子どもたちは訪問教育を受けることができるようになった。施設での福祉・教育から学校教育に転換していった時期であり、施設での実践や養護学校義務制をすでに実施していた東京都立の養護学校での実践から学んだことも多かったと考える。

新設の養護学校では、若く、経験の少ない教員からベテランの教員まで、集団生活に慣れていない、集団に入ることのできない児童生徒を目の前に悪戦苦闘し、少ない情報から参考となる情報を探り出し、積み上げのないところから教育実践を切り開いていったのではないかと推察する。学習指導要領や編成要領もあるにはあったが、目の前の児童生徒の実態に即したのものとしては十分ではなかったかもしれない。

埼玉県では、学習指導要領の改訂を受けて、県内の特別支援学校や特別支援学級の教員を作成協力者として依頼し、編成要領を作成してきた。埼玉県としての教育課程編成のよりどころと指導計画作成のための資料となるものを示しているが、作成されていない県も多い。埼玉県で作成している編成要領は、県内の貴重な教育実践をもちり、情報交換する機会ともなり、また、校内での教育課程編成の基本方針のよりどころとなり、研修の資料として使用することもできる。さらに、各学校の実態や児童生徒の状況、地域の実態に応じて創意工夫できるようにしていくことが重要である。

現在では、教育課程の構造図（埼玉県教育委員会、2010）に「領域・教科を合わせた指導」「教科別の指導」「領域別の指導」「総合的な学習の時間」と整理されているが、「課題学習」「基

礎」「散歩」「調理」「リズム」など少数、未分化な整理しきれない学習の時間や活動が設定されている。これらの学習活動を教育課程にどのように位置づけ、明確化していくか、今後の課題だと考える。

また、B校のように学習（指導）の枠組みと学習グループを対応させて教育課程の関連図を示していたが、「課題別学習」「合同学習」「クラス学習」「個別学習」などについても整理し、学習内容と学習方法と学習集団をより効果的になるように示すことも課題だと考える。

2007年、特殊教育から特別支援教育に転換し、重度・重複障害児から通常の学級にいる特別な教育的ニーズのある児童生徒まで対象が広がり、現場では一人一人の児童生徒にどのように対応していくかが喫緊の課題となっているが、学習内容と学習活動の選択・組織の課題、週日課の工夫、そして、教育課程編成についての議論と実践を積み重ねる重要な時期を迎えているのではないかと考える。

文献

- 喜田正美（1977）障害の重い子の学習指導 やる気と創意と見とおしと。ミネルヴァ書房。
- 仁部前明（1981）教育課程の変遷。埼玉県特殊教育研究会編、埼玉の障害児教育－現状と課題－。80-89。
- 埼玉県教育委員会（1962）精神薄弱特殊学級における教育課程編成要領。
- 埼玉県教育委員会（1971）精神薄弱特殊学級教育課程編成要領。
- 埼玉県教育委員会（1981）埼玉県特殊教育教育課程編成要領
（1）盲学校、ろう学校及び養護学校小学部・中学部編。
- 埼玉県教育委員会（1991）埼玉県特殊教育教育課程編成要領
（2）盲学校、ろう学校及び養護学校小学部・中学部編。
- 埼玉県教育委員会（2001）埼玉県特殊教育教育課程編成要領
（1）盲学校、ろう学校及び養護学校幼稚部、小学部、中学部編。
- 埼玉県教育委員会（2010）埼玉県特別支援教育教育課程編成要領（1）特別支援学校編「教育課程の編成」。
- 埼玉県教育局特殊教育課（1979）特殊教育教育課程の現状と改善点。
- 埼玉県内国・県・市立養護学校（知的障害）の学校要覧（1972～1984）
- 齋藤一雄（2011）学習指導要領と埼玉県教育課程編成要領の変遷。上越教育大学特別支援教育実践研究センター紀要、17、25-32。